

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年6月7日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町	
ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市	
肉	牛の肉 ^{※1}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、澁川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉瀬村に限る。)、沼田市(旧利根村に限る。)、澁川市(旧澁川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)、及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。))並びに手賀川(支流を含む。))
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。))ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年6月7日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.10→H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川の5日日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、東甲山との合流点から下流の部分に限る。) H24.10→H25.3.26解除：水野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.20→H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川の5日日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.3.30→H27.2.23解除：栃木県内の渡良瀬川の5日日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7→H24.9.29解除：大井川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.30→H24.9.29解除：荒井川(支流を含む。) H24.5.30→H25.1.23解除：荒井川(支流を含む。)、及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	牛肉 インシンの肉 シカの肉	H23.8.2→H23.10.5解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.12.2→H23.12.23解除：全県(県の定めも出荷・検査方針に基づき管理されるインシンの肉を除く。) H23.12.2→全県
その他	茶 H23.7.8→H24.6.1解除：栃木市 H23.8.2→H25.3.26解除：大田原市 H23.8.2→H25.3.1解除：鹿沼市	
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21→4解除：全県
	カボチャ(野生のものに限る。)	H24.9.28→：高崎市、東吾妻町、藤原村 H24.10.10→：高山村 H24.10.18→：安中市 H24.10.23→：長野郡 H24.11.18→：みどり市
	シシトフ(野生のものに限る。)	H24.11.18→：みどり市 H24.11.18→：高崎市(栃木県に隣接する)、高崎市(群馬県に隣接する)、高崎市(群馬県に隣接する)、みどり市(群馬県に隣接する)、みどり市(群馬県に隣接する)、下仁保町、中之条町、長野郡、東吾妻町、みながわ町、藤原村、片品村及び高崎市(群馬県に隣接する)等14市町村の中心部
	しらめ(野生のものに限る。)	H24.7.7→：高崎市(群馬県に隣接する)、高崎市(群馬県に隣接する)、高崎市(群馬県に隣接する)、高崎市(群馬県に隣接する)、高崎市(群馬県に隣接する)、高崎市(群馬県に隣接する)、高崎市(群馬県に隣接する)、高崎市(群馬県に隣接する)、高崎市(群馬県に隣接する)、高崎市(群馬県に隣接する)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27→H24.11.9解除：薄間川(支流を含む。) H24.4.27→H25.4.23解除：小中川(支流を含む。)、及び横ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8→H24.11.9解除：鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。) H24.6.8→H25.6.23解除：薄間川(支流を含む。) H23.7.2→H25.1.23解除：薄間川(支流を含む。)
	インシンの肉 クマの肉 シカの肉 ヤマトリ野	H24.10.10→：全県 H24.9.10→：全県 H24.11.14→：全県 H23.1.23→：全県
	その他	茶 H23.6.30→H24.5.23解除：桐生市 H23.8.30→H25.6.7解除：上川市
埼玉県		出荷制限
農産物	カボチャ(野生のものに限る。)	H24.10.18→：高崎市、高野町 H24.10.29→：上杉町 H24.11.8→：鳩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4→4.22解除：旭市、香取市、多古町
	ジャコウ、マンサク、サイ、サンショウ	H23.4.4→4.22解除：旭市
	ハセリ	H23.4.4→4.22解除：旭市
	モルモル	H23.4.4→4.22解除：旭市
	タケノコ	H24.4.5→H25.10.23解除：市原市、木更津市
		H24.4.8→H24.11.4解除：安町
		H24.4.8→H24.9.21解除：我孫子市
		H24.4.11→H27.1.22解除：柏市、白井市
	鹿肉シタケ(露地栽培)	H24.4.11→H25.10.23解除：八千代市
		H24.4.12→H25.10.23解除：船橋市
H24.4.18→H25.10.23解除：芝山町		
H23.10.11→：我孫子市 H23.10.11→H23.10.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.18→：船橋市 H23.12.22→H23.10.14解除：我孫子市 H23.12.22→H23.10.14解除：我孫子市 H23.12.22→H23.10.14解除：我孫子市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10→：八千代市 H24.4.18→：八千代市 H24.4.18→H23.10.14解除：山成町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18→H23.10.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18→H23.10.14解除：千原町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18→H23.10.14解除：山成町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18→H23.10.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18→H23.10.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
モロコシ	H23.7.19→：千葉県及び千葉県に隣接する河川(支流を含む。)、千葉県(支流を含む。)	
大豆	H23.7.8→：千葉県及び千葉県に隣接する河川(支流を含む。)、千葉県(支流を含む。)	
ワナギ	H23.11.18→：千葉県内の狩猟川のうち橋次郎の下流(支流を含む。ただし、印刷被水地及び印刷水門の上流、印刷用水第一橋水門の下流、八潮川、和田川及び和田川を流す川を除く。)	
肉	インシンの肉 H24.11.18→H23.12.23解除：全県(県の定めも出荷・検査方針に基づき管理されるインシンの肉を除く。) H23.8.2→：大田原市 H23.7.4→H24.5.23解除：藤原市 H23.8.2→H24.5.23解除：八坂市 H23.8.2→H24.5.23解除：野田市、富原市、山成市 H23.8.2→H25.3.1解除：鹿沼市	
その他	茶 H23.8.2→8.29解除：南足柄市 H23.8.29→9.12解除：松岡町、山成町 H23.8.2→10.14解除：愛川町、蓮川村 H23.8.29→10.26解除：相模原市 H23.8.27→10.26解除：中井町 H23.8.2→11.1解除：小田原市 H23.8.2→11.10解除：真岡町 H23.8.2→H24.10.19解除：蓮河町	
神奈川県		出荷制限
農産物	コナブ(野生のものに限る。)	H23.8.9→：養父町、神奈川町 H23.8.9→：養父町、神奈川町
肉	クマの肉	H24.11.8→：全県(農業的及び猟鳥種付を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	カボチャ(野生のものに限る。)	H24.10.29→：富士吉原市、富士河口湖町、穂積町
長野県		出荷制限
農産物	カボチャ(野生のものに限る。)	H24.9.20→：藤井野町、駒代町 H24.10.11→：小田原市、高根町(マツタケを除く。) H24.10.11→H27.1.20解除：小田原市、高根町(マツタケに限る。) H24.10.11→H27.1.20解除：小田原市、高根町(マツタケに限る。) H24.10.11→H27.1.20解除：小田原市、高根町(マツタケに限る。) H24.10.11→H27.1.20解除：小田原市、高根町(マツタケに限る。) H24.10.11→H27.1.20解除：小田原市、高根町(マツタケに限る。)
	シシトフ	H23.8.21→：高根町、藤井野町 H23.8.21→：高根町、藤井野町 H27.5.28→：木島平町 H23.12.7→H23.12.7解除：富士吉原市(県の定めも出荷・検査方針に基づき管理されるシシトフを除く。)
	シシトフ	H23.12.7→H23.12.7解除：富士吉原市(県の定めも出荷・検査方針に基づき管理されるシシトフを除く。)
	その他	茶 H24.11.8→：御殿場市、小山町 H23.10.8→：富士吉原市、富士市 H23.10.7→：御殿場市

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成30年6月7日現在

福島県	摂取制限										
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外										
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村										
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村										
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)										
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村										
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村										
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)										
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)										
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)										
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)										
結球性葉菜類(キャベツ等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="399 555 1522 589">H23.3.23～ 下記の地域以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="399 589 1522 618">H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 618 1522 672">H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 672 1522 701">H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 701 1522 754">H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 754 1522 784">H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 784 1522 813">H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 813 1522 842">H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 842 1522 896">H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 896 1522 929">H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	H23.3.23～ 下記の地域以外	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
H23.3.23～ 下記の地域以外											
H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村											
H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村											
H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村											
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)											
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)											
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)											
H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)											
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)											
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)											
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～ 下記の地域以外										
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)										
	H23.3.23～5.4解除：いわき市										
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村										
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢枝岐村、只見町										
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村										
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)										
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)										
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)										
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)										
原本シタケ(露地)	H23.4.13～： 飯館村										
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.0～： 棚倉町(※首根菌に属する野生キノコに限る)										
	H23.9.15～： いわき市、棚倉町										
	H23.9.20～： 南相馬市										
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域 H24.3.29～： 新田川(支流を含む。)										
肉 イノシシの肉	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.26～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村										

※ の箇所は摂取制限の対象